



資料4

令和4年度神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会

聴覚障がい児早期支援体制整備の取組について

令和5年3月17日
神奈川県福祉子どもみらい局
障害福祉課

難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（概要）

背景

- 厚生労働省及び文部科学省の両副大臣を議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の報告書において、国は、各都道府県で地域の実情に応じて難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画の作成指針として、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を令和3年度中に作成することとされている。
- このため、令和2年度末に基本方針作成のための検討会を立ち上げ、有識者等からのヒアリング及び議論を行った。
(※) 基本方針案についてはパブリックコメントも実施し、計326件（手話を撮影した動画による御意見20件を含む。）の御意見が寄せられた。|

基本的な考え方

- 難聴は、早期発見・早期支援により、言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の獲得につながることから、新生児聴覚検査及び精密検査の実施が望まれる。
- 地方公共団体の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携し、難聴児の家族等を支援することが重要である。
- 難聴児支援においては、早期から不安を抱える家族等に対して支援を実施し、本人又はその家族等が意思決定できるよう関係者で寄り添った支援をすることが重要である。
- 言語・コミュニケーション手段（音声、手話、文字による筆談等を含む。）の選択肢が保障・尊重されることが望ましい。

難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）

各都道府県において、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画に盛り込むことが考えられる事項は以下のとおり。

(1) 基本的な取組

- ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等
 - 新生児聴覚検査に係る協議会を設置し、新生児聴覚検査の推進体制を整備する。
 - 新生児聴覚検査実施のための手引書等を作成し、検査の実施状況及び結果等を集約し、関係機関への情報共有等を行う。
 - 難聴と診断された子を持つ家族等への相談支援を実施する。
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
 - 都道府県における難聴児支援担当部局を明確にする。
 - 関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
 - 難聴児とその家族等に対する支援に関する課題を関係者で共有し、支援の充実を図る。

難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策（主なもの）（続き）

③ 特別支援学校のセンター的機能の強化

- ・聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組を充実する。
- ・特別支援学校のセンター的機能の強化のため、聴覚特別支援学校の教員等の適切な配置や専門家の活用等を行う。
- ・地域における保健、医療、福祉の関係機関と連携した乳幼児教育相談などの取組を行う。

（2）地域の実情に応じた取組

① 新生児聴覚検査体制の整備

- ・里帰り出産等新生児聴覚検査の受検状況等の把握が難しい場合を含めたリファアとなった子を追跡する方法について検討を行う。
- ・受検率向上を目指し、市町村に対して、検査に係る費用について公費負担を行うことで受診者の経済的負担を軽減できるよう働きかけ等行う。

② 地域における支援

- ・関係機関で日常的な連携や情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、治療、療育、教育に至るまでの流れ等を共有するための協議会を設置する。
- ・難聴児及びその家族等のロールモデルやメンターとして、当事者・当事者支援団体を連携体制に含めるよう努める。

③ 家族等に対する支援

- ・難聴児の子育てに関する様々な情報を提供するため、地域の療育・教育機関等に関する情報を含む教材を作成・配布すること。
- ・家族等からの相談等に対応して、複数の療育方法の選択肢を提示し、家族等の精神面も含めた支援ができるよう、協議会の活用等による関係機関と連携した支援体制等の整備を行う。
- ・難聴児の子育てに当たり、きょうだいを含めた家族同士や当事者同士が交流する機会を設ける。

④ 学校や障害児通所支援事業所等関係機関における取組

- ・免許法認定講習の充実など聴覚障害者に関する教育の領域を定めた免許状の保有率を高める取組を実施する。

⑤ 切れ目ない支援に向けた取組

- ・各年齢における健康診査等の際に、聞こえの確認等を行い、難聴が疑われる子の精密検査の受診が確実にされるようにする。

聴覚障がい児支援の中核機能の設置について

【第6期障害福祉計画に係る国基本指針】

令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

【第6期神奈川県障がい福祉計画】

<課題>

国の基本指針では、新たに、都道府県に「難聴児支援のための中核的機能の確保」が求められています。難聴児及びその家族に対する支援については、保健、医療、福祉、教育、当事者団体など様々な関係者が、それぞれの立場から関わっているところであり、切れ目のない支援を受けられるようにする体制の整備が必要です。

<成果目標>

難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

〔成果目標〕 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

〔令和5年度までの目標〕 令和5年度末までに必要な体制を確保

<目標達成のための方策>

難聴児支援の中核的機能を有する体制の構築に向けて、保健、医療、福祉、教育等の関係機関や当事者団体等と連携し、意見聴取を行いながら検討を進めます。

※厚生労働省「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」の実施主体には政令市も入っており、全国では政令市で既に設置しているところもあるが、今のところ政令市での設置について明確に国から示されていない。

厚生労働省「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」について

【実施主体】 都道府県及び政令指定都市

【事業の対象】 都道府県等が行う聴覚障害児支援のための中核機能の構築

【事業の内容】 次の（１）～（５）の事業をすべて実施する。

（１）聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育と関係する部局が連携し体制整備と困難ケースへの対応を行う協議会を設置する。

（２）聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療・保健と切れ目なく連携しつつ、既存の児童発達支援センター等や特別支援学校（聴覚障害）と連携強化し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化する。

（３）家族支援の実施

保護者に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

（４）巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等への巡回支援を行う。

（５）聴覚障害児の支援方法に係る研修の実施

聴覚障害児の通う地域の保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員が、聴覚障害児の支援方法を習熟する機会を設けるための研修会を開催する。

本県における聴覚障害児支援中核機能モデル事業の実施について

【令和4年度及び令和5年度】

厚生労働省の「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」のメニューを活用して実施

(1) 神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会の設置

令和4年度 第1回：令和4年11月15日 第2回：令和5年3月15日

令和5年度 3回実施予定

※以下(2)～(5)以下については、県聴覚障害者福祉センターの指定管理者である社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会に中核機能設置を委託して実施

(2) 聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療機関、ろう学校、市町村母子保健・療育・障害・保育所管課、保育園、幼稚園、児童発達支援センター、障害児通所サービス事業所等との実務レベルの連携体制を構築していく。

(3) 家族支援の実施

保護者に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供
当事者同士及び家族同士の交流の場（家族教室）の開催

(4) 巡回支援の実施

聴覚障害児の通う保育所、幼稚園、障害児通所サービス事業所等への巡回支援を行う。

(5) 聴覚障害児の支援方法等に係る研修の実施

保育所、幼稚園、児童発達支援センター、障害児通所サービス事業所等の職員を対象に、聴覚に障害のある乳幼児の理解、聴覚障がい児の支援方法等に関する研修会を開催する。